

韓国における環境政策とその取り組み

金 由希

(内藤 登世一ゼミ)

目次

はじめに

第1章 韓国の環境行政の推進体系

第2章 韓国における環境賦課金

第3章 韓国における廃棄物管理と自治体の取り組み

第4章 韓国における水環境保全と自治体の取り組み

第5章 韓国における新・再生エネルギー政策と自治体の取り組み

第6章 韓日の環境政策についての考察

参考文献

はじめに

環境問題の発生は、経済成長と密接な関係があるといえる。第二次世界大戦後の日本では、飛躍的な経済成長を遂げた。しかしその裏側で、環境破壊による公害病の発生や、大量生産によるゴミ問題の発生など、様々な弊害を生んだ。水俣病、第二水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病、これらをまとめて四大公害病という。日本の四大公害病の発生を受けて、1967年に公害対策基本法が制定された。これは公害対策に関する基本法であった。この法律では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つを公害と規定した。

その後1969年に厚生省が「公害白書」を発行した。1972年から「環境白書」と名前を変え、新しく発足した環境庁が発行した。「環境白書」とは、5月ないし6月に環境省が発行する白書で

あり、前年度の自然環境状況に関する報告と、本年度を目指す環境保全に関する施策の二部構成になっている。さらに、1993年には環境基本法が施行された。これにより、公害対策基本法が廃止された。

韓国も急速な経済発展により、様々な公害・環境問題が発生した。「漢江（ハンガン）の奇跡」という言葉がある。1950年代の朝鮮戦争の影響により、深刻な窮乏状態に陥ってしまった韓国の、1960年代以降の高度経済成長のことを指す。これは第二次世界大戦後の西ドイツの復興と成長を指した「ライン川の奇跡」をもじり、首都ソウル市を横切る漢江を当てはめたものである。「漢江の奇跡」へ導いたのは朴正熙（パクチョンヒ）第5代大統領であると言われており、娘である現大統領の朴槿恵（パククネ）氏は、2013年2月25日に韓国第18代大統領就任の際に「第2の漢江の奇跡」を実現すると表明し、経済成長優先の施

韓国における環境政策とその取り組み

策を進めている。

韓国では、1960年代に工業化政策がスタートし、工場から排出される煙や水による環境汚染が社会問題として認識されるようになった。しかし経済成長政策が最優先されたため、環境政策は有害物質が排出される量の最小限のコントロールにとどまった。そして、国の財政資金も産業育成部門に優先的に配分されていたが、環境部門への配分は制限されていた。韓国政府は急速な経済成長を加速させるために、道路やダムなどの大規模な社会インフラ開発事業が環境に対して配慮無く行われた。その結果、全国的な自然景観と生態系の破壊を招き、国民の健康に大きな脅威を与えるようになってしまった。この間、多くの環境問題に対する法律、規制、行政命令が政府により導入されたが、やはり経済成長が優先課題であったため、これらは一部分だけ導入され、全体的にはまだ進んでおらず、実効性に欠けるものであった。

しかしながら、1988年に開催されたソウルオリンピックをきっかけに、快適な生活環境を求める国民の声が急速に増加し、政府はその対応に本格的に取り組み始めた。1987年6月29日の民主化宣言後には住民の参加と利害調整を重視した環境政策が進められた。世界的にもまれにみる多種多様な環境賦課金は、行政機関の貴重な財源となる一方で、環境保護を達成するためのきっかけを与えた。

韓国の歴史においては経済成長と環境保全の両立は難しい問題であったが、現代の韓国の経済成長政策の下でどのような環境政策の取り組みがなされているのだろうか。本論文では、韓国の現代の環境行政にはどのようなものがあるのか、またその役割とはどのようなものなのか、そしてどのような環境法令が存在するのかを調べて整理をした。また、韓国の環境賦課金にはどのようなものがあるのか、環境賦課金は何のために導入されているのかについても整理した。さらに韓国における廃棄物管理、水環境問題と新・再生エネルギーに対する自治体の取り組みも紹介する。最後に、韓国と日本の環境政策について私見を述べる。

本論文は以下のような順序で進める。第1章では韓国の環境行政を紹介し、第2章では韓国における環境賦課金を紹介する。第3章では韓国にお

ける廃棄物管理と自治体の取り組みを、第4章では韓国における水環境保全と自治体の取り組みを紹介する。さらに、第5章では韓国における新・再生エネルギー政策と自治体の取り組みを紹介する。第6章では、韓国と日本の環境政策について私見を述べる。

第1章 韓国の環境行政の推進体系

第1節 環境行政

1 環境部

環境部は環境保全の中心的な役割を担う省庁である。1967年に保険社会部内に公害係が発足し、1973年に環境行政を主に担当する「公害課」に昇格したことが始まりである。その後、中央政府の環境行政組織は数回の拡大・改編を通じて「環境庁」となった。1990年には複数の機関に関連する環境問題を効率・総合的に調整するため「環境処」へ昇格した。さらに1994年には、環境処が「環境部」に昇格し、独自に政策立案を推進できる権限を整えることになった。所管機関として、中央環境紛争調整委員会、国立環境科学院及び8つの地方環境庁がある。関係機関として環境管理公団、韓国環境資源公社、国立公園管理公団及び首都圏埋立地管理公社がある。また、国務総理室の所属として、環境対策に対する専門的な研究と政策立案、環境影響評価書の検討業務を担当する韓国環境政策・評価研究院がある。

(1) 環境部

総合的な環境対策の立案を直接担当しており、主要義務は次の通りである。

- ①環境法令の制定・改正、環境関連制度の導入など国の環境管理のための環境行政の基本体制の確立
- ②環境保全のための中・長期的な総合対策の立案及び施行
- ③各種規制基準の設定
- ④地方環境庁及び地方自治体の環境管理のための行・財政的支援
- ⑤国家間の環境保全協力機能の遂行

(2) 中央環境紛争調整委員会

環境汚染の被害による紛争調整のため設置された機関である。環境部には中央環境紛争調整委員

会を設けており、ソウル特別市、広域市及び道には地方環境紛争調整委員会を設けている。中央環境紛争調整委員会は、委員長と非常任委員8人で構成されており、紛争調整の事務処理のため、事務局を置いている。

(3) 国立環境科学院

環境保全と環境汚染防止に関する調査研究・試験及び評価に関する事務を行うため、環境分野の専門研究機関として発足した。1980年に環境庁の発足とともに保健社会部から環境庁へと所属が変わり、現在に至っている。2005年に成果志向的研究機関へと脱皮するため、その名称を「国立環境科学院」に変更し、所属部課を再編した。国立環境科学院は各種の環境基準をつくるなど、環境部の政策立案の支援と環境行政に従事する公務員に対する教育を担当している。

(4) 国立環境人力開発院

環境分野行政に従事する公務員と民間人などの教育・訓練に関する事務を主管するため、環境分野専門教育機関として発足した。

(5) 地方環境庁

地域環境管理のため、特別地方行政庁として、漢江・洛東江・錦江・梁山江流域環境庁と原州・大邱・全州地方環境庁及び9つの環境出張所があり、首都圏の大気環境改善のための機構として、首都圏大気環境庁がある。地方環境庁の主要業務は次のとおりである。

- ①影響圏（管轄地域）別の環境管理計画の立案及び施行
- ②環境基準への適否の事前検討及び環境への影響の評価についての協議
- ③生態系など自然環境の保全
- ④環境汚染源の調査及び環境汚染度の測定・分析
- ⑤環境関連産業団体の育成・支援
- ⑥指定廃棄物の排出企業及び処理企業の管理
- ⑦廃棄物処理施設の運営に対する指導・監督
- ⑧廃棄物負担金の賦課・徴収などの業務

地方環境庁のうち、漢江など4つの流域環境庁は、上記以外に水系管理委員会の運営、水系管理基金の運用、自治体の水質改善事業の承認、水質汚染総量管理の施行計画の承認及び評価、専用水道事業者に対する水利用負担金の賦課。徴収など水系特別法に基づいた業務についても行ってい

る。首都圏大気環境庁は「首都圏大気環境の改善に関する特別法」に基づいた予防的・広域的な首都圏の大気管理業務を担当している。

(6) 関連中央行政機関

環境業務は複雑かつ多様であり、その範囲も非常に広い。環境部単独ですべての環境業務を行うことはできない。環境政策を総括する環境部以外にも建設交通部、海洋水産部などの機関が直接・間接的に一部の環境業務を行っている。

第2節 地方自治体

環境行政の業務と機能は中央と地方で分担されており、環境部が環境関連法令の制定と規制基準の設定など環境政策における基本的な枠組みをつくり、その執行責任を地方環境庁と地方自治体で担っている。地方自治体の主要業務は次のとおりである。

- ①管轄区域内における地域環境保全対策の策定及び施行
- ②一般廃棄物の収集・処理
- ③汚水・糞尿・畜産排水の処理
- ④騒音、振動及び自動車排出ガスの規制

また、環境部長官から委任された事務も行っている。地方自治体の環境行政機関は16の広域自治団体は環境管理室、環境緑地局及び環境局などを設置しており、基礎自治団体は環境保護課、環境管理課などを設置し業務を行っている。

第3節 環境法令の体系

1 沿革及び主な内容

韓国における環境関連法の変遷は、環境問題に対する認識の程度と密接な関連がある。年代を追って環境法令の変遷をたどって行く。

(1) 1960年代～1970年代

韓国の環境問題が社会的に重要なテーマとして認識され始めたのは、朴正熙政権が経済開発5か年計画を立て、工業化を推進し始めた1960年代からである。

経済開発に伴って、発生する環境汚染などへの対応策として「公害防止法」が制定された。しかし、この公害防止法は全文が21条しかなく、法の整備が不十分であった。経済開発を最優先課題として推進していた当時の社会情勢においては、法の

韓国における環境政策とその取り組み

実効性はなかったといえる。

1960年代後半から、環境問題に対する関心がメディアを中心に高まり、1971年1月にはこれまで実効性に乏しかった公害防止法が大幅に修正・強化され、硫黄酸化物に対する排出許容基準や排出施設設置許可制度が導入された。

急速な産業化・都市化が進んでいた1970年代には、環境問題がさらに深刻に認識されることになった。そのため、消極的な公害の規制を目的とする従来の公害防止法では、多様かつ広域的な環境問題に効果的に対応するためには限界があった。このことから、1977年12月に、これまでの公害防止法に代わる「環境保全法」が制定・公布されることになった。環境保全法では、環境破壊または環境問題に対応するための環境影響評価制度、環境基準、産業廃棄物処理などの規定が新たに導入された。環境保全法では、その対象に全般的な環境問題と予防的機能まで含まれることとなり、対象範囲が大幅に拡大された。また、環境保全法は現在の国民はもちろん将来の世代までが健康で快適な環境で生活できる環境権を保障している。

(2) 1980年代～1990年代

1980年に改正された憲法で、環境権に関する規定が初めて設けられた。これまでの「環境保全法」が1990年8月に日本の「環境基本法」に当たる、国の環境政策の基本理念や方向性を示し、環境に関する基本政策を規定した「環境政策基本法」をはじめ、「大気環境保全法」、「水質環境保全法」、「騒音・振動規制法」、「有害科学物質管理法」、「環境紛争調整法」などの6つの法律に分法化された。また、1992年12月には「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」が制定された。

(3) 2000年以降

2003年12月に首都圏埋立地の効率的な管理のため「首都圏埋立地管理公社の設立及び運営に関する法律」が制定された。また、2004年2月には、産業団地などから局地的に発生する悪臭を管理するため「大気環境保全法」から悪臭分野が分離し「悪臭防止法」が制定された。また、2004年12月には、環境に優しい商品の生産・消費を促進するため公共機関に環境に優しい商品の購買を義務づける「親環境商品購買促進に関する法律」が制

定された。また、1992年に国連環境開発会議で採択された「アジェンダ21」と2002年に世界持続可能開発首脳会議で採択された「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」など国際的な合意を履行し、韓国の持続可能開発を進める推進根拠となる「持続可能開発基本法」が成立した。

第2章 韓国における環境賦課金

まず、税と賦課金の違いを説明する。税とは法律の根拠に基づいて強制的に徴収されるものである。賦課金は利益や損害に対応づけて、特定の主体に支払いを求めるものである。

第1節 広く用いられる環境賦課金

韓国の多種多様な賦課金は環境政策最大の特徴である。韓国の環境関連賦課金は1970年代末から20件以上が導入されている。その範囲も幅広く、多種多様であることがわかる。

経済学では、税や賦課金は経済的手法の一種とされ、環境破壊行為を減少させるきっかけが期待されている。しかし、当初韓国では主に環境保全の財源調達のためにこれらが導入されていた。

第2節 環境関連行政と財政の仕組み

韓国で、環境政策の中心を担うのは環境部であるが、他の機関にも、環境保全に関連する活動が見られる。また、地方自治体にも賦課金の徴収や規制の実施などの役割が与えられている。

環境予算にあたるのは、環境部所管予算である。環境予算を充実させているのは、自動車燃料税からなる一般会計転入金である。当会計の歳出は各種環境保全対策に用いられ、水質保全財源の比率が大きい。これは、汚染事故などの影響で、国民の水質問題への関心が高いほか、上水道インフラ整備も環境部の所管であることによる。

第3節 大気汚染防止政策

工場・事業所などに対する排出規制や自動車公害対策によって、高度成長期の大気の質よりは相当改善されてきている。とはいえ、日本と比べると大気質は悪く、韓国政府が定めた環境基準を達成できていない。

工場対策としては、汚染物質の排出基準の設定に加えて、排出賦課金が用いられている。1983年の導入当初は「超過賦課金」のみであった。しかし、1997年以降は排出基準を守って排出された汚染物質に対しても「基本賦課金」が賦課されることになった。そして濃度基準を十分に下回った場合には排出賦課金が減免されるなど、目標を達成するためのきっかけが与えられている。

また、1991年からは環境改善負担金が導入されている。サービス事業に対しては燃料使用量に応じて、経油自動車に対しては排気量や車齢に応じてこの賦課金が徴収されている。

2003年には、首都圏大気環境改善特別法が導入された。首都圏の大気の質を先進国レベルに引き上げることを目的に大気汚染物質の総量規制を行うものである。

第4節 水質関連の政策と賦課金

環境部所管予算の歳出項目に占める水質保全の比重は大きい。これは上下水道の関連施設の設置のほか、各種汚染源の規制である。他方、水質汚染源に対する賦課金は、収入源として重要な役割を果たしている。

第一に、排出賦課金である。工場などの排出源は排出許容基準を超えて排出した水質汚染物質に対して、その排出量や違反の程度に応じて「超過賦課金」が課される。基準以下で排出されたものには、その排出量に応じた「基本賦課金」が課される。

第二に、環境改善負担金である。サービス事業所に対して賦課されている。用水使用量、施設の汚染の度合いに基づいて、賦課金額が算定される。また、再利用された水を利用する施設を設置した場合には、負担金が軽減される。

第三に、水質改善負担金がある。これは、公共の地下水資源の保護を名目としている。飲料品などの製造・販売業者及び輸入者に対して、水の使用目的に応じて賦課されている。

韓国には多くの自治体をまたいで流れる5つの河がある。これらの河に対して、下流の住民の負担に基づいて上流の水源を保護する制度が、2002年までに導入されている。

従来水源保護対策は、上流の住民に犠牲をし

ている面が強かった。これに対する反省から、政府は4つの水系管理法を制定した。(栄山江・錦江はひとつの法律にまとめられている。)これを四大江水系法と称する。

具体的には、水辺区域制度、上水源地域の支援、土地買収の推進、汚染物質総量管理によって水源を保護することであり、そのために必要な財源は、下流住民が納める受益者負担金としての水利負担金によってまかなわれる。

第5節 廃棄物・リサイクル関連政策

1961年の汚物清掃法を引き継いだ1986年の廃棄物管理法で、日本と類似した一般廃棄物・産業廃棄物の処理制度が敷かれた。1992年には廃棄物回収・リサイクル促進を目的とする資源節約再活用促進法が制定された。これと前後して、廃棄物預置金制度、及び廃棄物負担金制度が施行された。これらの賦課金収入は、各種環境対策に役立てられている。また、1995年からごみの排出量に応じた課金をする「ごみ従量制」が導入されている。また、廃棄物不法投棄現場を写真撮影して通報した者に報奨金を与える「ゴミパパラッチ制度」も韓国独特のものとして興味深い。

2003年に生産者責任再活用制度が施行された。生産者責任とは、生産者が廃棄・リサイクル段階まで責任を負うということの意味する。この制度の下で、対象製品の生産者は、現実的な可能性から定められた再活用義務率まで、自らの負担で回収・リサイクルする義務を負うこととなった。

この制度の下、古紙や金属缶の再利用率が伸び、廃ガラスの回収率や古い鉄の利用率も高水準に維持されている。また家電製品に関しては、大手企業が韓国各地に大規模なリサイクリングセンターを建設し、他社の製品も受け入れて再活用を行っている。

輸出立国の韓国は、主要輸出先であるEUの環境規制の影響を受け、政府でも「電気・電子製品および自動車の資源循環法」を2008年から実施し、生産時の環境配慮と事後的なリサイクル・適正処理を統合した「環境性保障制度」として政策運営を行っている。

第3章 韓国における廃棄物管理と自治体の取り組み

第1節 廃棄物管理

1 関連法令及び管理体系

廃棄物は、廃棄物管理の基本法である「廃棄物管理法」を中心とし、「建設廃棄物のリサイクル促進に関する法律」、「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」及び「廃棄物の国家間移動及び処理に関する法律」によって管理されている。その他の関連法律としては「廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援などに関する法律」、「韓国環境資源公社法」、「首都圏埋立地の設立及び運営に関する法律」などがある。廃棄物の処理については、国が廃棄物処理全般に関する基本計画を作成し、地方自治体への技術的・財政的支援を行う。また、広域自治団体は、管轄する基礎自治団体の廃棄物処理事業に対する助成などを行う。生活廃棄物の回収・運搬・処理・処分責任は市長、郡主、区庁長にあるとされている。そして産業廃棄物は、廃棄物を排出した事業者によるその処理に関する責任がある。

2 廃棄物の発生現況

廃棄物の発生量は、年々増加している。生活廃棄物に関しては、後述するごみ従量制が1995年に導入され一時大きく減少したが、その後は経済成長や所得水準の向上に伴い再び増加に転じている。産業廃棄物は毎年増加しており、これは建設廃棄物の増加率の高さが原因と言われている。

3 ごみ減量化に向けた政策

(1) 使い捨て用品の使用規制

韓国では「資源の節約やリサイクル促進に関する法律」に基づき、1994年3月から使い捨て用品使用を規制してきた。デパート・ショッピングセンターなどの売り場では、紙袋やショッピングバッグの使用量は減少し、ファーストフード店では合成樹脂容器・カップなどを紙材質に変えた。また、企業でも使い捨て用品使用削減に向けた取り組みを行っている。これは、ビニール袋の価格を1枚あたり20ウォンから50ウォンに引き上げると共に、買い物袋を持参する顧客に現金割引やクーポンなどの特典を提供することで、買い物袋の持参を促し、ビニール袋の販売代金を環境

保全活動支援に使用するものである。また、2002年10月にはファーストフード店と、テイクアウトコーヒー専門店の29業者代表と環境部長官とが使い捨てカップ削減に向けた自発的協約を締結し、2003年1月から施行している。この協約の主要内容は一定規模以上の売り場では紙コップなどの使い捨て用品の代わりに再使用可能品を使用し、テイクアウトできる紙コップは返却を前提にカップ保証金を賦課し、返済されなかった保証金については、環境保全関連事業に全額使用するものである。

(2) 包装廃棄物の発生抑制

包装廃棄物の発生抑制政策は、1993年から「資源の節約やリサイクル促進に関する法律」第15条「製品の包装方法及び包装材の材質などの基準に関する規則」を根拠とする。具体的には、包装材質規制、包装方法規制、合成樹脂材質で作られた包装材の削減制度の3政策を推進している。

ア 包装材質規制政策

イ 包装方法規制

ウ 合成樹脂材質でできた包装材の段階的削減

(3) 廃棄物負担金

廃棄物負担金は廃棄物の発生を抑制し、資源の浪費を防止するために特定大気有害物質、特定水質有害物及び有毒物を含む、あるいはリサイクルが困難で廃棄物管理上の問題を招く可能性がある製品・材料・容器の製造業者または輸入業者に対し、その廃棄物の処理にかかる費用を負担させる制度である。環境費用を企業に負担させることで廃棄物の発生を抑制する。この制度は1993年に導入され、品目の追加、賦課方法の変更など4回の制度改善を経て、2003年からタバコ、使い捨ておむつなど7品目10種類の製品に対して、廃棄物負担金を賦課している。徴収された負担金は廃棄物リサイクル事業、廃棄物処理施設設置支援などに使用している。

(4) 食品廃棄物の削減

2004年度における残飯などの食品廃棄物発生量は生活廃棄物発生量全体の約22.9%を占め、食品廃棄物が占める割合が相対的に高いことがわかる。しかし、1997年が27.3%であることと比較すると減少傾向にある。

政府は食品廃棄物の発生量を減らすため、1995

年から8つの中央部署が参加する「食品廃棄物管理協議体」を構成し、管理対策を共同推進してきた。また、2002年のワールドカップを契機とし環境に負荷をかけない食文化を定着させるため、ワールドカップ開催都市を中心に自治団体と飲食業団体、市民団体が自発的に協約を締結して、施行した。さらに2003年度にはこれを全国に拡大して、施行した。また、2002年から民間団体と一緒に食品廃棄物削減生活文化定着のための教育・広報プログラムを開発・推進している。2003年には生活環境運動女性団体連合と共に毎月第1週水曜日を“食品廃棄物のない日”として定め、食物ごみゼロ化キャンペーンを展開した。

(5) ごみ従量制の導入

ごみ従量制は「ごみを捨てる者が費用を負担する」という排出者負担の原則により、ごみの発生量の削減とリサイクル可能なごみの分別回収を促進するために1995年より施行された。これは、生活廃棄物と一部の産業廃棄物について実施している。ごみ従量制によるごみの排出方法は、生活廃棄物は自治体指定のゴミ袋に入れて排出し、リサイクル可能なプラスチックなどは、自治体で指定した日時・場所に排出すれば、無料で回収される。また、家具などの大型廃棄物は、指定のステッカーを購入し、貼付けて排出することで手数料を支払う。ごみ従量制の導入前の1994年と導入後の2004年を比較すると、廃棄物の総排出量に占めるリサイクル料の割合は、飛躍的に伸びていることがわかる。その反面、最終処理される廃棄物は、減少している。

第2節 ソウル特別市における廃棄物処理の取り組み

1 ソウル特別市の概要

韓国の首都であり、人口約1036万人(2006年現在)、面積605km²の韓国の政治・経済・文化の中心地である。漢江がソウルの中心部を東西へと流れ、漢江を挟んで北側の江北地域と南側の江南地域に分けられる。ソウルの伝統的な中心部は、江北地域であり現在でも景福宮を始めとする歴史的文化財が多く、政府機関も多く集まっている。江南地域では、1970年代以降、政府主義で住宅地・オフィス用地開発が行われ、現在では経済、教育、

商業などの中心は江南に移りつつある。

2 ソウル市における廃棄物発生量の推移

ソウル市における生活廃棄物は、ごみ従量制の施行以来、減少傾向を見せ、特に1997年、1998年にはIMF経済危機により大きく減少した。しかし、経済成長や所得水準の向上に伴い1999年から徐々に増加傾向にあったが、資源リサイクルの定着などにより近年は減少傾向にある。

3 埋立中心の廃棄物管理からの脱却

(1) 蘭芝島(ナンジド)・首都圏埋立地における埋立処分

ソウル市では、かつてソウル市西部に位置する蘭芝島において、ごみの埋立を行ってきた。蘭芝島は、ソウル中心部を北西に流れる漢江に浮かぶ島で、かつては京畿道高陽市(きょんぎどうこやんし)であった。しかし、現在はソウル市に編入され麻浦区(まぼく)に位置する。蘭芝島においては、1978年～1993年の15年間ごみの埋立が行われ、ソウルの生活・産業廃棄物が埋立てられ、これまでごみ処理場の代名詞のように呼ばれてきたところである。しかし、建設当時、衛生基盤施設や汚染防止施設の設備も無く、埋立の結果、ごみが酸化する過程で発生した浸出水や埋立ガスによって、漢江や周辺地域の地下水、土壌、大気などの汚染原因となった。また、污水排除施設さえ整備されておらず、埋立地内部の基底浸出水位の上昇や傾斜面流出など構造的に危険性を抱えていた。そして、蘭芝島での埋立も飽和状態に至ったことから、ソウル市では、新しく確保した首都圏埋立地で埋立処分を行うことを決定した。首都圏埋立地は、ソウル市ではなく隣の市の仁川市西区一体の海岸干拓地に首都圏地域のごみを埋立処分するため、ソウル市が敷地補償費の71.3%を負担し1992年に開場した。しかし、埋立地までの往復距離が、蘭芝島までの運搬距離に比べてはるかに遠く、交通渋滞によりごみの運搬が遅れることにより迅速な処理が難しくなっている。

(2) 資源回収施設の建設

ソウル郊外に首都圏埋立地という巨大な埋立処理施設を確保したものの、そこでも2022年には埋立が終了することが予想されたため、埋立地使用が終了する前に、新しい埋立地の確保が急がれた。しかし、ソウル市内での新しい埋立地を確保

韓国における環境政策とその取り組み

することは現実的に不可能であり、かといって他の地域で敷地を確保しようにも地域住民の反対など困難が予想される。したがって、現在使用している、首都圏埋立地の使用期間延長のためにも、最終的に埋立てる廃棄物を最少化させ、廃棄物の資源化・エネルギー化を基本とする「資源循環システムによる廃棄物管理」が不可欠であるとの結論に至った。このため「資源回収施設建設計画」を作成し、陽川資源回収施設をはじめとし、その後2つの資源回収施設を建設し、生活廃棄物の消却処理を行っている。また、2005年6月からは、最先端の廃棄物処理施設と言える麻浦資源回収施設が稼働を開始している。これらの施設はこれまでの消却施設の否定的なイメージを払拭しようと「資源回収施設」と名称を変え、運営にあたっては、廃棄物の衛生的な処理と廃棄物のエネルギー化、資源化による親規模的処理を最優先の目標にした。消却過程で発生する消却熱はすべて回収し、発電・周辺地域への暖房の供給に活用されている。搬入された廃棄物は、ごみ焼却、廃熱ボイラー、熱供給、大気汚染防止施設などさまざまな工程を経て、法定基準よりもはるかに低い濃度で煙突から排出される。さらに、汚染物質の状態は、環境部の「煙突自動測定システム」を通じて24時間監視されており、電光掲示板やホームページにより公開されている。さらに麻浦資源回収施設では、焼却灰をリサイクルできるシステムを備えている。

麻浦資源回収施設は、処理施設の敷地確保が難航した竜山区（よんさんく）、中区（ちゅんく）と共同利用に関する協議を、麻浦区が主体となって自治団体間協約を締結し建設された。これにより4施設合わせて3000t/日規模の焼却能力が確保されることとなった。

（3）蘭芝島埋立地 安定化事業

1993年3月に埋立が終了した蘭芝島については、埋立終了前の1991年から「蘭芝島埋立地環境汚染防止及び安定化対策のための基本計画」作成に着手した。基本計画策定時には、蘭芝島埋立地の活用策について技術的、環境的、経済的、土地利用側面などさまざまな側面から比較分析した結果、現在の埋立状態から環境汚染防止を優先させ、開発については保留する決定がなされ

た。1993年～1996年まで安定化事業のための基本・実施設計を策定し、1996年12月事業に着手、2002年10月に工事を完了した。主な内容は蘭芝島埋立地の安定化事業を通じ、浸出水による漢江や周辺地域の地下水の汚染及び、土壌汚染を防止するとともに、埋立ガスの発生による大気汚染を防止することができ、また悪臭、廃棄物の飛散、害虫の発生などが抑制されるなど環境が大幅に改善されつつある。また、現在では、埋立地や周辺土地を環境親和的に利用するために体育公園や公園などが造られ、市民の憩いの場となっている。

第4章 韓国における水環境保全と自治体の取り組み

飲み水の水源は大部分が河川であるため、政府は飲み水の水源である主要河川について4大河川別に水質改善と区別総合対策などの総合的な水質対策を立て、水質管理を強化している。本章では、水環境保全の仕組みと韓国を代表する工業都市蔚山広域市における河川再生への取り組みについて紹介する。

第1節 水環境保全

1 水環境政策の推進経過

（1）4大河川水管理総合対策の策定まで

現在進めている国レベルの水質保全対策は「4大河川の水質保全対策」である。1990年代前半までの水質保全対策は、主に大型の汚染が社会問題化し、初めて全国単位の水質保全対策である「きれいな水供給総合対策」が講じられた。この対策の主要内容は、1996年まで2兆1600億ウォンを投資し、下水処理場などを建設するといったものである。この対策の一環として1990年、八堂湖及びテジョン湖の地域を「水質保全特別対策地域」として指定した。1991年のフェノール汚染事故並びに落東江及び梁山江の水質悪化をきっかけに「きれいな水供給総合対策」は全面的に改正された。1990年代後半に入り、始華湖問題、セマングム干拓事業問題、4大河川の水源地汚染問題など、環境を取り巻く様々な問題が発生し、首都圏の水源や4大河川の水質も全く改善の兆しが見えなかった。そこで、政府は1998年から2002年

まで5年間、地域住民や市民団体、専門家及び地方自治体を交えた420回余りに及ぶ討論会や公聴会などを経て「4大河川水管理総合対策」を策定した。1998年に「漢江水系上水源水質管理特別総合対策」、1999年に「落東江水系水管理総合対策」、2000年に「錦江・栄山江水系に対する対策」が制定された。また、法的にも1999年に「漢江水系の上水源水質改善及び住民支援などに関する法律」が2002年には、残りの3大河川に対する特別法が、それぞれ制定・施行された。

(2) 4大河川水管理総合対策

「4大河川水管理総合対策」は、これまでの水質管理対策に対する反省から、上流下流がともに共栄することを理念に策定された。理念達成のために、汚染総量管理制、水辺区域制度、水利用負担金制、上水源地域の支援及び土地買収制など先進的な水管理政策を導入した。

(3) 4大河川水質保全基本計画の策定

従来「4大河川水管理総合対策」は、上水源の水質改善に重点を置き、汚染物質管理を行っていた。そこで、汚染物質管理中心の水環境政策から脱却し、生態的に豊かな河川と安全な水環境の創出を目標とし、今後10年間(2006-2015)の政策の方向性を示した「4大河川水質保全基本計画」を策定・発表した。この計画は、4大河川大圏域全体の水環境改善のために、地方環境官署や自治体が策定・施行する水質政策の指針となる水環境管理分野の政府最上位の計画である。この計画では、国民の健康保護と水生体復元のための政策を大幅に強化した点が特徴である。

第2節 蔚山広域市における水環境保全の取り組み

1 蔚山広域市の概要

蔚山広域市は、釜山広域市から北へ70キロ離れた日本海沿いにあり、面積1,057km²である。韓国にある7つの広域市の中では一番新しく1997年に広域市に昇格した。蔚山港沿いに現代自動車をはじめとする自動車・造船・石油化学業種を中心に現在770社が集結した国内最大の産業団地がある。1962年に蔚山特定工業地区に指定されて以来、産業都市として韓国近代化の中心的な役割を果たしてきた。近郊の長生浦ではかつて捕鯨が

行われ、今でも鯨料理が有名であり、蔚山祭りも開催されている。

2 太和江再生プロジェクト

(1) 太和江の沿革

太和江は蔚山広域市の西部、蔚州郡に位置する白雲山から産業都市の中心部である中区、西区を流れて蔚山湾へと至る46.02kmの川で、朝鮮時代から地域市民の命の源であった。しかし、1962年に蔚山が特定工業地区に指定されてからは都市化と産業化の進行により、太和江は汚染され始めた。1990年前半には、悪臭により川の周囲を散策することもできないほどに汚染が進んでいた。さらに2000年には太和江に住む魚が大量死し、市民に大きな衝撃を与えた。そこで、蔚山市では、太和江を復活させない限り公害都市の汚名を拭い去ることができないとして、太和江を蘇らせる運動を本格的に始めた。

(2) 水質改善及び生態系再生事業

まず、蔚山市では12の事業で太和江の水質改善を図った。しかし、行政機関の努力がありながらも当初期待した効果は現れず、太和江に対する市民の否定的な認識も依然として残っていた。そこで、行政機関の取り組みを分析した結果、行政機関だけでなく環境団体、企業、市民と連携した取り組みが不可欠であるとの認識に至り、市民、民間団体及び企業を巻き込んだ取り組みをスタートさせた。その取り組みは3つである。

(3) 推進成果

このような、行政と市民・企業が一体となった取り組みにより、太和江の水質は改善へと向かった。現在、太和江には1級水にしか生息しないと言われている鮎と鮭の回帰が見られ、2005年にはカワウソの生息が確認された。また、下流域には冬の渡り鳥であるトウカマス、シラサギなどが飛来するようになった。また、全国体育大会、全国青年体育大会といった各種のスポーツ大会の水上競技を開催し、太和江を利用した様々なイベントも行われている。

(4) 太和江管理団の発足

このように、短期間で水質を回復した太和江であるが、市では現在の水質を維持し、より一層市民に親しまれる河川となるよう「太和江マスタープラン」を策定し、2006年には太和江管理団を

発足させた。

第5章 韓国における新・再生エネルギー政策と自治体の取り組み

韓国は日本と同様に、石油や天然ガスなどのエネルギー資源が乏しく、その多くを輸入に頼っている。そして安定供給が課題となっている。また、温室効果ガス抑制のためにも、省エネルギーの推進が重要なテーマとされている。本章では、新・再生エネルギー開発の現状と、太陽光エネルギーを活用した光州広域市の取り組みについて紹介する。

第1節 韓国における新・再生エネルギー政策

(1) 韓国における新・再生エネルギー開発の意義

工業化以前の1960年代はエネルギー消費も少なく、大部分を石炭や水力などの国内資源でまかなうことができたが、急激な経済成長が始まると同時にエネルギー消費も急速に伸び、1990年代にはエネルギーの大部分を輸入に依存するようになった。エネルギーの輸入依存度は、2005年で96.8%である。世界各国が化石燃料に代わる新・再生エネルギー開発に多額な投資をしている中、エネルギーを海外に依存している韓国においても新・再生エネルギー開発は迅速に取り組まなければならない課題となった。また、韓国はOECD(経済協力開発機構)加盟国であり温室効果ガス排出量世界9位である。近い将来、韓国も温室効果ガス削減義務対象国家に分類されることが予想され

る。そのため、温室効果ガス削減の事前準備という点からも新・再生エネルギー開発に取り組む必要がある。しかし、韓国における新・再生エネルギーの供給比率は約2.1%と、デンマークやアメリカ、日本などOECD主要加盟国に比べると低いのが現状である。

第2節 光州広域市における「Solar City 光州」の建設

1 光州広域市の概要

光州広域市は、韓国の南西に位置する人口約142万人、面積500km²の都市で、韓国南西圏域の中心としての機能を果たしている。1995年から始まった世界的な芸術の祭典である「光州ビエンナーレ」や毎年秋に行われる「キムチ祭り」などでも知られている都市である。産業では、自動車や家電産業などが代表的で、全国の製造業の約1.7%を占めている。

2 「Solar City 光州」の建設計画

(1) 建設の背景

光州は、昔から「光の都」と呼ばれており、現在でも市の推進産業には「光」に関係したものが多。韓国エネルギー技術研究院の調査結果でも、日射量が全国平均よりも多い。「Solar City 光州」は、このような地域の自然環境条件を最大限に活用した持続可能なエネルギー低消費型社会体系を築き、気候変動枠組み条約など国内外の環境問題に関する情勢変化への変動的な対応をし、21世紀の新成長動力産業である新エネルギーの育成を目的としている。

表1. 部門別の計画及び目標指数

部門	指標	単位	2001	2004	2006	2011	2020
新エネルギー産業 の育成	実証研究団地造成	箇所	1	1	2	-	-
	実績化団地造成	箇所	2	2	2	3	4
	関連事業誘致	箇所	2	4	10	20	30
	研究開発支援	億ウォン	-	10	20	40	80
エネルギーの備 蓄・節約	エネルギー多消費事 業所対策	箇所	22	22	30	50	100
	高効率資機材の導入	億ウォン	37	60	45	45	90
	自家発電協約	箇所	9	22	30	50	100
	自転車専用道路	km	28	30	40	80	160
新・再生エネル ギーの開発普及	エネルギー試験都市 の造成	箇所	-	1	2	3	9
	太陽熱	m ²	30,371	31,970	37,000	51,000	85,000
	太陽光発電	kw	93	880	2,380	9,000	23,000
	焼却場の廃熱	ギガ cal/h	44	44	-	88	88
	LFG(埋立地ガス)	メガ w/h	-	2	4	4	6
	地熱	RT	-	-	5	100	100
	燃料電池	kw	-	-	50	300	400
小水力発電	kw	-	-	300	1,577	1,873	
エネルギー新技術 の導入	小型熱併合発電シス テム	箇所	-	-	1	4	8
	区域型集団エネル ギー事業	箇所	1	1	2	4	10
	エネルギー管理診断	箇所	9	10	20	50	100
	エネルギー効率向上 事業投資	億ウォン	37	20	15	30	60

(出所：上田 2008)

第6章 韓日の環境政策についての考察

本論文では、韓国の環境政策を自治体の取り組みとともに紹介した。戦後の日本と同じように、急速な経済成長を遂げ、それによる公害対策が行われたが経済成長が優先されたため、当時の環境政策は満足できるものではなかった。しかしながら、1988年に開催されたソウルオリンピックをきっかけに、快適な生活環境を求める国民の声が急速に増加し、政府はその対応に本格的に取り組みを始めた。

1987年6月29日の民主化宣言後には、住民の参加と利害調整を重視した環境政策が進められた

が、韓国の環境政策で特徴的なのは多種多様な賦課金である。世界的にもまれにみる多種多様な環境賦課金は、行政機関の貴重な財源となる一方で、環境保護を達成するためのきっかけを与えた。国家予算の中で、環境部の予算の割合は日本より多い。この多種多様な賦課金の使用用途は各種環境保全対策であるが、水質保全財源の比率が大きい。これは、汚染事故などの影響で、国民の水質問題への関心が高いからである。

また、韓国ではごみ従量制が導入されている。「ごみを捨てる者が費用を負担する」という考え方は日本と似ている。生活廃棄物は自治体指定のゴミ袋に入れて出し、家具等の大型廃棄物は指定のステッカーを買い、それを貼り付けて出す等、

リサイクル料の割合を伸ばしている。このごみ従量制によって、処理される廃棄物は減少している。また家電製品に関しては、大手企業が韓国各地に大規模なリサイクリングセンターを建設し、再活用を行っている。

韓国の環境政策を調べて興味を持ったのが「ゴミパパラッチ制度」である。ごみを不法投棄している人を撮影し、通報すると報奨金が貰えるという制度である。このような制度は日本には無く、韓国独特の制度である。日本でパパラッチといえば有名人のプライベートを撮影するというイメージが強いが、韓国にはユニークなパパラッチがいる。韓国の国民性は「たとえ自分に非があっても、一つでも言うべきことがあればそれを主張し、相手がひるんだ隙を狙ってさらにたたみかける」というような自己主張の強さが特徴的である。そして逆に主張をしないと「間抜け」と言われる。つまり他人のプライベートを勝手に撮影する自分のことは棚に上げ、不法投棄した人を利用して、利益を得るのである。「ゴミパパラッチ制度」はまさに国民性を上手く利用した制度である。

韓国には「ゴミパパラッチ」以外にも「カパラッチ（交通違反監視員）」や「学パラッチ（違法塾監視員）」など、様々なパパラッチが存在する。しかし「社会に相互不信を生むだけではないか」という批判もある。たしかにこのように様々なパパラッチがいる韓国では、周りの人間がパパラッチかもしれないという不信感を抱くのは理解できる。だが、違法行為をしなければ問題は起こらない。しかしながら、日本ではこのような制度を取り入れる必要はないと考える。日本人は周りからの評価を気にする人が多いので「ゴミパパラッチ制度」を取り入れると、不信感を抱く人が増加すると思われる。そして、日本の国民性は「親切で礼儀正しく、争いを避け、平穏無事に過ごす」と言われており、他人の悪事を暴いてまで自分の利益を得ようとはしないのである。韓国や日本の国民性にあった制度を採用すべきであると考えるので、日本では韓国ほどの影響を与えないであろう「ゴミパパラッチ制度」は日本には不向きであろう。

参考文献

1. 上田明美 2008 韓国における環境問題と自治体の取り組み (財)自治体国際化協会 ソウル事務所 Clair Report No. 332 (November 25, 2008) 41 頁.
2. 寺西俊一監修 2006 環境共同体としての日中韓 集英社.
3. 韓国エネルギー経済研究院 2004 韓国の環境とエネルギー - 21 世紀北東アジアの持続的成長に向けて - 総合研究開発機構 (平成 16 年 7 月).
4. 韓国政府環境部 環境白書 2006, 2007.
5. 韓国ソウル市 ソウルの環境 2005, 2006.
6. 仁科健一・野田京美 1989 韓国公害レポート——原発から労災まで 新幹社.
7. 吉田央 2010 韓国における流域管理政策 李秀澈編 東アジアの環境賦課金制度 昭和堂 138-153 頁.
8. 李秀澈 2004 環境補助金の理論と実際——日韓の制度分析を中心に 名古屋大学出版会.
9. 李秀澈 2010 東アジアの環境賦課金制度——制度深化の条件と課題 昭和堂.
10. 李態妍・朴勝俊 2010 韓国の排出賦課金及び環境改善負担金に関する政策効果分析 李秀澈編 東アジアの環境賦課金制度 昭和堂 96-116 頁.
11. OECD/EEA, 2010, Taxation, Innovation and the Environment, OECD.
12. 韓国政府環境部ホームページ (<http://www.me.go.kr/>) (2014 年 11 月 3 日取得).
13. 韓国政府知識經濟部 (<http://www.mocie.go.kr/index2html>) (2014 年 11 月 3 日取得).
14. 韓国光州広域市ホームページ (<http://www.gicity.net/index.jsp>) (2014 年 11 月 3 日取得).
15. 韓国ソウル市ホームページ (<http://www.seoul.go.kr/>) (2014 年 11 月 3 日取得).
16. 韓国ソウル市資源回収施設ホームページ (<http://rrf.seoul.go.kr/>) (2014 年 11 月 3 日取得).
17. 韓国蔚山広域市ホームページ (<http://www.ulsan.go.kr/>) (2014 年 11 月 3 日取得).